

長野県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4条に基づき、長野県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価項目及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情への対応に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

2 前項に規定するもののほか、第三者評価事業の実施に関する重要事項について意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人で組織し、学識経験者、福祉サービス事業者、福祉サービス利用者代表、評価調査者代表の中から、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、座長を務める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員会は、公開とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、委員長が委員会に諮って、出席委員の過半数で議決したときは、会議を公開しないことができる。なお、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(1) 長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号）第 7 条各号に定める非公開情報について審議する場合

(2) 委員会を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

(幹事)

第 6 条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、県関係行政機関の職員とし、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事は、所掌する事務に関し委員を補佐し、必要に応じ、第 2 条第 1 項の事項について具体的な検討及び検証を行う。

4 幹事の長は地域福祉課長をもって充てる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表 1

地域福祉課長、 地域福祉課福祉監査幹、 地域福祉課生活保護係長、 介護支援課サービス係長、介護支援課施設係長、 障がい者支援課在宅支援係長、障がい者支援課施設支援係長、障がい者支援課自立支援係長、 こども・家庭課こども福祉係長、こども・家庭課保育係長
--

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(委嘱期間)

1 「委員の任期は、委嘱の日から 2 年間とする」を「平成 18 年度の委嘱については、委嘱

した日から平成 20 年 3 月 31 日まで」とする。

(施行期日)

2 この要綱は、平成 18 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(第 6 条に第 3 項を追加)

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

(組織改正による)

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(組織改正による)

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(組織改正による)

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(組織改正による)

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(組織改正による)